

1 公募受付期間	平成29年10月2日（月）から 平成29年10月6日（金）まで 〔受付時間〕 8時30分から17時15分まで			
2 申込受付場所	四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市営住宅課 窓口（4階）			
3 公募戸数	一般世帯向け 合計11戸	三重（3K、3DK）	4戸	中層耐火構造
		前田町（2DK）	2戸	中層耐火構造
		前田町（2DK・1F）	1戸	中層耐火構造
		丸の内町（3DK）	1戸	中層耐火構造
		大瀬古新町（2DK）	2戸	中層耐火構造
		曙町（1DK）	1戸	中層耐火構造
	子育て世帯向け	坂部が丘（3K）	3戸	中層耐火構造
		高花平（5DK）	1戸	中層耐火構造
	高齢者世帯向け	三重（3DK）	1戸	中層耐火構造
	障害者世帯向け	三重（2DK）	1戸	簡易耐火構造平屋建
			1戸	簡易耐火構造二階建
			1戸	簡易耐火構造二階建
			1戸	簡易耐火構造平屋建
			1戸	簡易耐火構造二階建
1戸			簡易耐火構造平屋建	
若年単身者向け	あさけが丘（2K）	3戸	中層耐火構造	
	坂部が丘（2K）	1戸	中層耐火構造	
4 申込資格	一般世帯向	右の（1）から（7）のすべての条件に該当する方		
		<p>（1）市内に住所又は勤務場所を有する方</p> <p>（2）現に同居し、又は同居しようとする親族がある方（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予定者を含む。） ※前田町（2DK・1F）と曙町については、単身者向けの条件を満たす人も申込みできます。</p> <p>（3）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方</p> <p>（4）現に住宅に困っていることが明らかな方</p> <p>（5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。）</p> <p>（6）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方</p> <p>（7）申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</p>		
		<p>（1）市内に住所又は勤務場所を有する方</p> <p>（2）現に同居し、又は同居しようとする親族がいる世帯で、かつ中学生以下の子どもを1人以上含む世帯の方（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予定者を含む。） ただし、一般世帯向け住宅を利用する場合は、同居し、又は同居しようとする親族が申込者を含み3人以上、多人数世帯向け住宅を利用する場合は4人以上の世帯に限る。</p> <p>（3）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方</p> <p>（4）現に住宅に困っていることが明らかな方</p> <p>（5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。）</p> <p>（6）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方</p> <p>（7）申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</p>		
子育て世帯向	右の（1）から（7）のすべての条件に該当する方			
	<p>（1）市内に住所又は勤務場所を有する方</p> <p>（2）本人が60歳以上で次のいずれかに該当する同居者又は同居しようとする親族がある方 （イ）配偶者 （ロ）18歳未満の児童 （ハ）1～4級の身体障害者手帳を持つ方 （ニ）療育手帳を持つ方 （ホ）1～3級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方 （ヘ）60歳以上の方</p> <p>（3）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方</p> <p>（4）現に住宅に困っていることが明らかな方</p> <p>（5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。）</p> <p>（6）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方</p> <p>（7）申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</p>			
	<p>（1）市内に住所又は勤務場所を有する方</p> <p>（2）本人が60歳以上で次のいずれかに該当する同居者又は同居しようとする親族がある方 （イ）配偶者 （ロ）18歳未満の児童 （ハ）1～4級の身体障害者手帳を持つ方 （ニ）療育手帳を持つ方 （ホ）1～3級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方 （ヘ）60歳以上の方</p> <p>（3）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方</p> <p>（4）現に住宅に困っていることが明らかな方</p> <p>（5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。）</p> <p>（6）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方</p> <p>（7）申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</p>			
高齢者世帯向	右の（1）から（7）のすべての条件に該当する方			
	<p>（1）市内に住所又は勤務場所を有する方</p> <p>（2）本人が60歳以上で次のいずれかに該当する同居者又は同居しようとする親族がある方 （イ）配偶者 （ロ）18歳未満の児童 （ハ）1～4級の身体障害者手帳を持つ方 （ニ）療育手帳を持つ方 （ホ）1～3級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方 （ヘ）60歳以上の方</p> <p>（3）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方</p> <p>（4）現に住宅に困っていることが明らかな方</p> <p>（5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。）</p> <p>（6）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方</p> <p>（7）申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</p>			
	<p>（1）市内に住所又は勤務場所を有する方</p> <p>（2）本人が60歳以上で次のいずれかに該当する同居者又は同居しようとする親族がある方 （イ）配偶者 （ロ）18歳未満の児童 （ハ）1～4級の身体障害者手帳を持つ方 （ニ）療育手帳を持つ方 （ホ）1～3級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方 （ヘ）60歳以上の方</p> <p>（3）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方</p> <p>（4）現に住宅に困っていることが明らかな方</p> <p>（5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。）</p> <p>（6）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方</p> <p>（7）申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</p>			

	<p>右の(1)から(8)のすべての条件に該当する方</p>	<p>(1) 市内に住所又は勤務場所を有する方 (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある方(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予定者を含む。) (3) 本人又は同居者が1～4級の身体障害者手帳・療育手帳・1～3級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方 ただし、車いす対応住宅の場合は、本人又は同居者が1～3級の身体障害者手帳を持ち、常時車いすを使って生活している方 (4) 申込者及び同居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により月額259,000円以下の方 (5) 現に住宅に困っていることが明らかな方 (6) 市区町村税を完納している方(ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。) (7) 次に掲げるいずれにも該当しないこと(ともに連帯保証人を含む) ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと(条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く)がある方 (8) 申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</p>
	<p>右の(1)の(イ)から(チ)のいずれかに該当し、かつ、(2)から(7)のすべての条件に該当する方</p> <p>(身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする方で、常時介護を受けることができる方は申込み可)</p>	<p>(1) (イ) 申込時点で60歳以上の方 (ロ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載される方で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)で定める程度である方 (ハ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている方で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が四日市市営住宅条例で定める程度である方 (ニ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11号第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 (ホ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方 (ヘ) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者 (ト) ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入居者等 (チ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者で四日市市営住宅条例に掲げる条件に該当する方 (2) 市内に住所又は勤務場所を有する方 (3) 申込者の収入額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方 (4) 現に住宅に困っていることが明らかな方 (5) 市区町村税を完納している方(ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。) (6) 次に掲げるいずれにも該当しないこと(ともに連帯保証人を含む) ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと(条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く)がある方 (7) 申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</p>
	<p>右の(1)から(7)のすべての条件に該当する方</p>	<p>(1) 市内に住所又は勤務場所を有する方 (2) 申込時点で20歳以上60歳未満の方 (3) 申込者の収入額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方 (4) 現に住宅に困っていることが明らかな方 (5) 市区町村税を完納している方(ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。) (6) 次に掲げるいずれにも該当しないこと(ともに連帯保証人を含む) ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと(条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く)がある方 (7) 申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと</p>

(都市整備部 市営住宅課)